お知らせ

国保だより

平成２２年度 国民健康保険税率が決定しました

平成２２年度の国民健康保険税（以下国保税）率等の内訳が、下表のとおり決定しました。国保税は皆さんの医療費にあてられる大切な財源です。忘れずに納めましょう。

区　分	説　　明	国保税		
		基礎分	後期高齢者支援金分	介　護納付金分
所得割	平成２１年中の所得金額－基礎控除(３３万円)	６．３％	２．０％	２．０％
資産割	平成２２年度の固定資産税額に対する	３４．０％	６．０％	６．０％
均等割	被保険者１人につき	２１，０００円	６，０００円	７，０００円
平等割	１世帯につき	１５，０００円	６，０００円	６，０００円
最高額	１世帯につき	５０万円	１３万円	１０万円

・基礎分と後期高齢者支援金分は全被保険者が負担し、介護納付金分は、４０歳以上６５歳未満の方に負担していただいています。
・最高額の基礎分は４７万円から５０万円に、後期高齢者支援金分は１２万円から１３万円に増額されました。
・所得によっては、均等割･平等割額の７割、５割、２割を軽減する制度があります。
・非自発的失業者にかかる国保税の軽減に該当しない方で、企業の倒産、解雇により所得がなくなったり、また病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は、申請により減免されることがあります。

非自発的失業者にかかる保険税の軽減について

次に該当する方は、前年所得の給与所得を３０／１００として算定（軽減）します。
高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を３０／１００として対応します。

・**雇用保険の特定受給資格者**（倒産、解雇等の事業主の都合により離職した者）
・**雇用保険の特定理由離職者**(雇用期間満了などにより離職した者)

【手続きに必要なもの】

・雇用保険受給資格者証
・納税義務者（世帯主）の方の認印

国保税の年金からの徴収について

国保税は世帯主に課税されており、次の①～③の条件をすべて満たす世帯主は原則として、年金より天引きとなる『特別徴収』という納付方法になっています。次の条件に該当しない方の国保税の納付は、従来どおり納付書および口座振替のいずれかの方法となっています。

＜特別徴収の対象者＞
①世帯内の国保被保険者全員が６５歳以上７５歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主は除く)
②年額１８万円以上の年金を受給している場合
③介護保険料と国保税の合算額が年金受給額の２分の１を超えない場合

特別徴収の額については、７月中旬に発送する『平成２２年度国民健康保険税の納税通知書』をご確認ください

国保税の納付方法の変更について

国保税について、支払い方法が特別徴収(年金からの天引き)となっている方は、納付方法を口座振替に変更することができます。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合がありますのでご了承ください。
※再度平成２２年度に国保に加入された方で、以前口座振替を利用していた場合には、金融機関等の口座名義に変更がないか、再度確認してください。

口座等の確認については、収納管理課（☎５３－１０９５）へお問い合わせください。

★結局、健康を気にした妻の意見を聞いた夫は特定保健指導（けんこう香美ングセミナー）を受けることに…。

【問い合わせ先】保険課国保係　☎５３－３１１５

国民健康保険加入者・後期高齢者医療被保険者の方へ 入院医療費の限度額適用制度をご存知ですか？

『限度額適用・標準負担額減額認定証』および『限度額適用認定証』を、入院時に医療機関へ提示していただくと、窓口での医療費の支払いが限度額までになります。

自己負担限度額と食事代は所得区分によって違います。国保の方は、３月に保険証と一緒に送付しました「国保のしおり」を、後期高齢者医療の方は、７月に保険証と一緒に送付します「後期高齢者医療制度のしおり」をご覧ください。

更新・申請のご案内

■国保加入の方
現在お持ちの認定証の**有効期限は7月31日まで**です。認定証をお持ちの方で、８月以降も必要な方は更新が必要です。更新される方は、８月中に手続きにお越しください。

■後期高齢者医療被保険者の方
認定証の有効期限は７月31日ですが、８月以降も対象になる方については７月下旬に更新分の認定証を送付します（更新の手続きは必要ありません）。

■新たに申請される方
次の物を持参の上、保険課国保・医療年金係または香北・物部各支所までお越しください。

【手続きに必要なもの(更新・新規申請)】
①保険証②認印（国保の方で世帯主以外の方が来られる場合は世帯主と代理人の印鑑）③旧認定証（現在お持ちの方のみ）④過去１年間に91日以上入院された方は、その分の領収書等入院期間のわかるもの（長期入院の方は、さらに減額されるため）

【問い合わせ先】
保険課国保・医療年金係
☎53・３１１５